

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係省令等の整備について（自動車交通・航空関係）

1. 背景

第164回通常国会において、最近の運輸分野における事故等の発生状況にかんがみ、運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組みを強化するため、安全管理規程の作成・届出の義務付け、安全統括管理者の選任・届出の義務付け、輸送の安全にかかわる情報の公表の義務付け等の措置を講ずる「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第19号。以下「改正法」という。）が成立し、平成18年3月31日に公布されたところです。

今般、改正法の一部の施行に伴い、道路運送法（昭和26年法律第183号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）及び航空法（昭和27年法律第231号）の委任を受けて制定されている省令等について、所要の整備を行うこととしています。

2. 概要

①旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の一部改正

- ・輸送の安全性の向上に関して事業者が努めるべき事項として、経営の責任者の責務を定めること等を規定する予定です。（道路運送法第22条関係）
- ・安全管理規程を定めなければならない事業者の規模として、事業用自動車の数がバスで200両以上、タクシーで300両以上であることを規定する予定です。（道路運送法第22条の2第1項関係）
- ・安全管理規程の届出時期として、その実施予定日までにあらかじめ提出することを規定する予定です。（道路運送法第22条の2第1項関係）
- ・安全管理規程に定めるべき事項として、「安全管理規程に係るガイドライン」（骨子は別紙）等に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針、経営の責任者の輸送の安全の確保に係る責務、安全統括管理者の責務等を規定する予定です。（道路運送法第22条の2第2項関係）
- ・安全統括管理者の選任要件として、3年以上の輸送の安全に関する業務に従事した経験を有する者であること又は地方運輸局長が同等以上の能力を有すると認めた者であること等を規定する予定です。（道路運送法第22条の2第2項第4号関係）
- ・国土交通大臣が公表する輸送の安全にかかわる情報として、道路運送法第27条第2項、第30条第4項、第31条又は第40条の規定による命令（輸送の安全に関してされたもの）に係る事項、道路運送法第29条に規定する重大な事故に関する事項、輸送の安全の確保に係る監査に関する事項等を規定する予定です。（道路運送法第29条の2関係）
- ・事業者が公表する輸送の安全にかかわる情報の公表手続（インターネットの利用その他の適切な方法により公表）を規定するとともに、公表内容として以下の事項等を規定する予定です。
 - ①自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定する事故が発生した場合においては、当該事故の内容並びに当該事故の再発防止措置等に関する事項等
 - ②道路運送法第27条第2項、第30条第4項、第31条又は第40条の規定による命令（輸送の安全に関してされたもの）を受けた場合においては、当該命令を受けた後に講じた措置等に関する事項（道路運送法第29条の3関係）
- ・従業員に対する指導監督について、一定の措置を講じなければならない旨を規定する予定です。

②貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）の一部改正

- ・地方運輸局長への権限委任事項として、安全管理規程の届出等を規定する予定です。（貨物自動車運送事業法第16条第1項関係）

③貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）の一部改正

- ・輸送の安全性の向上に関して事業者が努めるべき事項として、経営の責任者の責務を定めること等を規定する予定です。（貨物自動車運送事業法第15条関係）
- ・安全管理規程を定めなければならない事業者の規模として、事業用自動車（被けん引

自動車を除く。)の数が300両以上であることを規定する予定です。(貨物自動車運送事業法第16条第1項関係)

- ・安全管理規程の届出時期として、その実施予定日までにあらかじめ提出することを規定する予定です。(貨物自動車運送事業法第16条第1項関係)
- ・安全管理規程に定めるべき事項として、「安全管理規程に係るガイドライン」(骨子は別紙)等に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針、経営の責任者の輸送の安全の確保に係る責務、安全統括管理者の責務等を規定する予定です。(貨物自動車運送事業法第16条第2項関係)
- ・安全統括管理者の選任要件として、3年以上の輸送の安全に関する業務に従事した経験を有する者であること又は地方運輸局長が同等以上の能力を有すると認めた者であること等を規定する予定です。(貨物自動車運送事業法第16条第2項第4号関係)
- ・国土交通大臣が公表する輸送の安全にかかわる情報として、貨物自動車運送事業法第23条、第25条第4項又は第33条の規定による命令(輸送の安全に関してされたもの)に係る事項、貨物自動車運送事業法第29条に規定する重大な事故に関する事項、輸送の安全の確保に係る監査に関する事項等を規定する予定です。(貨物自動車運送事業法第24条の2関係)
- ・事業者が公表する輸送の安全にかかわる情報の公表手続(インターネットの利用その他の適切な方法により公表)を規定するとともに、公表内容として以下の事項等を規定する予定です。
 - ①自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に規定する事故が発生した場合においては、当該事故の内容並びに当該事故の再発防止措置等に関する事項等
 - ②貨物自動車運送事業法第23条、第25条第4項、第26条又は第33条の規定による命令(輸送の安全に関してされたもの)を受けた場合においては、当該命令を受けた後に講じた措置等に関する事項(貨物自動車運送事業法第24条の3関係)
- ・従業員に対する指導監督について、一定の措置を講じなければならない旨を規定する予定です。

④航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)の一部改正

- ・安全管理規程を定めなければならない航空運送事業者の規模として、客席数が30又は最大離陸重量が15トンを超える航空機を運航するものであることを規定する予定です。(航空法第103条の2第1項関係)
- ・安全管理規程の届出に係る手続きとして、運航開始の日までに安全管理規程設定届出書又は変更しようとする日までに安全管理規程変更届出書を提出しなければならないことを規定する予定です。(航空法第103条の2第1項関係)
- ・安全管理規程に定めるべき事項について、「安全管理規程に係るガイドライン」(骨子は別紙)等に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針、安全統括管理者の責務、情報の伝達及び共有の方法、事故等の防止対策の検討及び実施の方法等を規定する予定です。(航空法第103条の2第2項関係)
- ・安全統括管理者の選任要件として、航空運送事業の実務の経験が3年以上である者又は国土交通大臣が同等以上の能力を有すると認めた者であることを規定する予定です。(航空法第103条の2第2項第4号関係)
- ・安全統括管理者の選任又は解任の届出に係る手続きとして、安全統括管理者選任(解任)届出書を提出しなければならないことを規定する予定です。(航空法第103条の2第5項関係)
- ・重大インシデントとして、航空機から脱落した部品が地上の人と衝突した事象等を追加する予定です。(航空法第76条の2関係)
- ・事業者が国土交通大臣に報告しなければならない航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事象として、事故及び重大インシデントのほか、航空機に装備された安全上重要なシステムが正常に機能しない状態となった事象、非常用の装備品又は救急用具が正常に機能しない状態となった事象等の安全上のトラブルを規定する予定です。(航空法第111条の4関係)
- ・航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事象が発生した場合に報告すべき事項として、事象が発生した日時及び場所、事象の概要等を規定する予定です。(航空法第111条の4関係)
- ・国土交通大臣が公表する輸送の安全にかかわる情報として、事故、重大インシデント

等の報告に関する事項、航空法第112条の規定による命令（輸送の安全に関してされたもの）に関する事項、輸送の安全を確保するための国の施策に関する事項等を規定する予定です。（航空法第111条の5関係）

- ・事業者が公表する安全報告書の公表時期・手続（毎事業年度終了後6ヶ月以内にインターネットその他の適切な方法により公表）を規定するとともに、安全報告書の内容として、輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項、事故、重大インシデント等の報告に関する事項、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項を規定する予定です。（航空法第111条の6関係）
- ・地方航空局長への権限委任事項として、特定本邦航空運送事業者以外の航空運送事業者による安全管理規程の届出等を規定する予定です。（航空法第137条関係）

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	:	平成18年7月上旬
施	行	:	平成18年10月上旬